

議案第10号

栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

栃木県後期高齢者医療広域連合の規約を次のとおり変更することを地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により関係地方公共団体と協議のうえ定めることについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月3日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

栃木県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

栃木県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年栃木県指令市町村第864号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

栃木県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正案新旧対照表

改正後	現行
<p>○ 栃木県後期高齢者医療広域連合規約 (平成19年栃木県指令市町村第864号) (広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第1に定める事務については、構成市町において行う。</p> <p>(1) 被保険者の資格の管理に関する事務 (2) 医療給付に関する事務 (3) 保険料の賦課に関する事務 (4) 保健事業に関する事務 (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 ○ <u>資格確認書等</u>の引渡し ○ <u>資格確認書等</u>の返還の受付 ○ 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し ○ 保険料に関する申請の受付 ○ 上記事務に付随する事務 	<p>○ 栃木県後期高齢者医療広域連合規約 (平成19年栃木県指令市町村第864号) (広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第1に定める事務については、構成市町において行う。</p> <p>(1) 被保険者の資格の管理に関する事務 (2) 医療給付に関する事務 (3) 保険料の賦課に関する事務 (4) 保健事業に関する事務 (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 ○ <u>被保険者証及び資格証明書</u>の引渡し ○ <u>被保険者証及び資格証明書</u>の返還の受付 ○ 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し ○ 保険料に関する申請の受付 ○ 上記事務に付随する事務